

甲欄
乙欄

平成29年分
給与所得に対する源泉徴収簿

所屬		職名	住所	(郵便番号 -)		氏名		(フリガナ)		整理番号	
								(生年月日 明・大・昭・平 年 月 日)			
区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
	1		円	円	円	人	円	円	円	円	
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
計			①	②		③					
賞与等							(税率 %)				
							(税率 %)				
							(税率 %)				
							(税率 %)				
	計			④	⑤		⑥				
	年調	区	分	金	額	税	額				
		給料・手当等		①	円	③	円				
		賞与等		④		⑥					
		計		⑦		⑧					
		給与所得控除後の給与等の金額		⑨		配偶者の合計所得金額 (円)					
社会保険料等		給与等からの控除分(②+⑤)	⑩		旧長期損害保険料支払額 (円)						
控除額		申告による社会保険料の控除分	⑪		⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (円)						
		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫		⑩のうち国民年金保険料等の金額 (円)						
		生命保険料の控除額	⑬								
		地震保険料の控除額	⑭								
		配偶者特別控除額	⑮								
		配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯								
	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰									
	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	(1,000円未満切捨て)	⑲							
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳									
	年調所得税額 (⑲-㉑、マイナスの場合は0)	㉑									
	年調年税額 (㉑ × 102.1%)	㉒	(100円未満切捨て)								
	差引超過額又は不足額 (㉒-⑧)	㉓									
整	超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔								
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕								
		差引還付する金額 (㉓-㉔-㉕)	㉖								
	不足額の精算	同上の本年中に還付する金額	㉗								
		翌年において還付する金額	㉘								
		本年最後の給与から徴収する金額	㉙								
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚									

◎この様式は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

給料・手当等の支給金額の内訳	月区分	支給月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	給与等から控除された小規模企業共済等掛金の金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
			円	円	円	円	円	円	円	円	区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	.	.	.
											社会保険料等控除後の賞与の金額 ①	円	円	円
											① × $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②			
											②に対する月額表に定める税額 ③			
											算出税額 (③×6又は12)			
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常の給与の10倍を超える場合の賞与の税額計算			
											区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	.	.	.
										社会保険料等控除後の賞与の金額 ①	円	円	円	
										① × $\frac{1}{6}$ 又は $\frac{1}{12}$ ②				
										②+前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」 ③				
										③に対する月額表に定める税額 ④				
										④-前月の「社会保険料等控除後の給与等の金額」に対する月額表の税額 ⑤				
										算出税額 (⑤×6又は12)				
災害減免法による徴収猶予関係	申告書の受付月日		徴収猶予許可月日		徴収猶予期間		雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額							
	月 日		月 日		自 月 日 至 月 日		円							

退職所得の税額計算	就年月日	職	退年月日	職	退職所得控除額の計算	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自年月日(年)	イ	円	特定役員退職所得控除額の計算	特定役員等勤続年数	自年月日(A)	平成25~28年中の退職手当の有無等			
	役員就任年月日		役員退任年月日			上の勤続年数に通常計算された前の退職手当に基づいての勤続年数に及びその勤続年数に応ずる控除の金額	自年月日(年)	ロ	円		一般勤続期間	自年月日				
	支払確定年月日		支給年月日			差引退職所得控除額 (イ-ロ)		ハ	円		重複勤続年数	自年月日(B)				
	退職区分	普通・障害	特定役員等	有・無		特定役員退職所得控除額 (40万円×(A-B)+20万円×B)			円							
	1	通常の場合	区分	支給金額	①	円	退職所得控除額	②	円	課税退職所得金額 ((①-②)× $\frac{1}{2}$) 又は (①-②)	③	円	③に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)	円		
			一般		①	円	前に支給した退職手当	②	円	合計支給額 (①+②)	④	円	課税退職所得金額 ((④-⑤)× $\frac{1}{2}$) 又は (④-⑤)	⑥	円	①から徴収する税額 (⑦-③) (前回、今回とも申告がないときは、①×20.42%)
	2	追加支給をする場合	区分	追加支給の金額	①	円	同上の徴収税額	③	円	同上の退職所得控除額	⑤	円	⑥に対する税額	⑦	円	
			一般		①	円	本年中に他から受けた退職手当	②	円	合計支給額 (①+②)	④	円	課税退職所得金額 ((④-⑤)× $\frac{1}{2}$) 又は (④-⑤)	⑥	円	①から徴収する税額 (⑦-③) (申告がないときは、①×20.42%)
	3	本年中に他から受けた退職手当がある場合	区分	支給金額	①	円	同上の徴収税額	③	円	同上の退職所得控除額	⑤	円	⑥に対する税額	⑦	円	
			一般		①	円	一般退職手当等の金額	②	円	退職所得控除額	④	円	一般退職所得控除額 (④-⑤)	⑥	円	⑦に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)
4	特定役員退職手当等と一般退職手当等の両方を支給する場合		支給金額	①	円	特定役員退職手当等の金額(①-②)	③	円	特定役員退職所得控除額	⑤	円	課税退職所得金額 ((②-⑥)× $\frac{1}{2}$ +(③-⑤))	⑦	円	⑦に対する税額 (申告がないときは、①×20.42%)	円
				①	円	同上の徴収税額	③	円	同上の退職所得控除額	⑤	円	⑥に対する税額	⑦	円		
受給に関する申告書の提出																
有・無																